



事務連絡
平成23年3月11日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

3月11日に東北地方を中心として発生した地震
並びに津波により被災した要介護者等への対応について

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱と致します。
4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。
また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。
なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。
5. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。
6. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「緊急応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考に送付いたします。

写

事務連絡

平成23年3月11日

各 [都道府県
指定都市
中核市] 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局総務課災害救助対策室長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について

1. 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えありませんので、その対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、旅館、ホテル等の避難所としての活用等については、別添のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等に対し、協力依頼（厚生労働省健康局生活衛生課長通知）をしておりますので、併せてご連絡いたします。

2. 社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域的調整の下で、他施設から職員の応援派遣を行ってください。また、他都道府県からの派遣等が必要となつた場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。

(写)

健衛発0311第1号

平成23年3月11日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体等から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して災害援助法に基づく避難所等として活用し受け入れていただすことの要請があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。

(写)

健衛発0311第1号

平成23年3月11日

全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について(依頼)

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、別添のとおり
全旅連及び全浴連に対し取り急ぎ協力依頼をしたところですが、貴中央会におかれ
ましても、被災地における地域住民への支援について、業の振興を図る観点からも
貴中央会傘下の連合会及び組合に対しご配慮いただきますよう、よろしくお取り計
らい願います。

(写)

健衛発0311第1号

平成23年3月11日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について(依頼)

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、被災自治体等
から貴連合会傘下の公衆浴場に対して被災者及び現地の支援者等の入浴に係る協力
依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけけるよう、
組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と
十分調整するよう併せて周知願います。